

## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### FATCA、QIに関する、諸規則の修正について

アメリカ

2017年1月5日

米国財務省と米国内国歳入庁は、更新 FFI 契約、最終 QI 契約および FATCA、QI に関する諸規則の修正を公表した。

2016年12月30日、米国財務省と米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は 2つの Revenue Procedure (歳入手続)、および 2017年1月6日に Federal Register (連邦広報) により公表予定の 4つの財務省規則を公表した。

- 最終適格仲介人契約 (Final QI Agreement) – [Rev. Proc. 2017-15](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) は、2017年1月から適用される最終の適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) 契約を規定する。[Notice 2016-42](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) で公表された QI 契約案について提出されたコメントを反映した修正が含まれている。既存の QI は、2017年3月31日までに QI 用に新設されたウェブサイトにおいて更新手続きが必要となる
- 最新の外国金融機関契約 (Updated FFI Agreement) – [Rev. Proc. 2017-16](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) は、最新の外国金融機関 (Foreign Financial Institution: 以下「FFI」) 契約を規定する。これにより、2016年12月31日で失効した [Rev. Proc. 2014-38](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF)) で公表された既存の FFI 契約は置き換えられるが、Reporting Model 2 FFI である日本の金融機関も 2017年7月末までに更新手続きが必要となる
- 最終および暫定財務省調整規則 (Final and Temporary Coordination Regulations) – [TD 9808](#) (米国財務省ウェブサイト (英語、PDF)) により、2014年の暫定調整規則は最終決定される。これらは、暫定規則に寄せられたコメントを基にした改訂や説明も含む。さらに、TD 9808 の決定は米国源泉所

得を外国 (法) 人に支払う個人や事業体に影響を与える Chapter 3<sup>1</sup> 暫定規則も規定する

- 最終および暫定 Chapter 4<sup>2</sup> 財務省規則 (Final and Temporary Chapter 4 Regulations) – [TD 9809](#) (米国財務省ウェブサイト (英語、PDF)) は、2014年の FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act: 外国口座税務コンプライアンス法) 暫定規則を最終化し改正する (TD 9657、2014年7月の訂正および 2014年11月の訂正を含む)。この決定により、2013年の最終規則のうち特定の箇所を改正する暫定規則も規定される
- Chapter 4 検証と宣誓規則案 (Proposed Chapter 4 Verification and Certification Regulations) – [REG-103477-14](#) (米国財務省ウェブサイト (英語、PDF)) は、FATCA による検証と宣誓に関する暫定規則を規定する。これらは、スポンサー事業体等の宣誓手続を含む
- Chapter 3 財務省規則案 (Proposed Chapter 3 Regulations) – [REG-134247-16](#) (米国財務省ウェブサイト (英語、PDF)) において公表された規則案では、外国 (法) 人に支払われる特定の米国源泉所得に係る源泉徴収税および還付金や税額控除の請求の為の必須条件に関して、TD 9808 の暫定規則への調整ルールが含まれている

1 Chapter 3: 内国歳入法 (Internal Revenue Code) の第 3 章 (Chapter 3) では、QI 制度を含む、米国から米国外へ FDAP (配当、利子等の定期定額支払) を支払う場合のルールが規定されている。

2 Chapter 4: 内国再入法の第 4 章 (Chapter 4) では、FATCA に関するルールが規定されている。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

| デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク |  |  |
|------------------------------|--|--|
| パートナー                        | 前田 幸作  | <a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>           |
| シニアマネジャー                     | 秋葉 奈緒子   | <a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>             |
| マネジャー                        | 五十嵐 寿行   | <a href="mailto:hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp">hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp</a> |
| マネジャー                        | 高島 憲一  | <a href="mailto:kenichi.takashima@tohatsu.co.jp">kenichi.takashima@tohatsu.co.jp</a> |
| 所在地                          | 〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階  |  |
| Tel                          | 03-6213-3800(代)  |  |
| email                        | <a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>                         |  |
| 会社概要                         | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>                   |  |
| 税務サービス                       | <a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a> |  |

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人および DT 弁護士 法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー サービス、リスク マネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitter もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ 税理士 法人を含む)がこれに限らない、以下「デロイト ネットワーク」と総称します。著作権法により、デロイト ネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中および講演中の発言における、意見にわたる部分は講演者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2017. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.